

行政事務のペーパーレス化（電子化）に関する国土交通省実施計画

平成13年6月26日

国土交通省IT政策委員会決定

第1 計画の枠組

1. 目的

従来、各省庁においては、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取り組みについて」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）を踏まえ、行政事務の効率化・高度化を図ることを目的として、平成12年度を初年度とする「行政事務のペーパーレス化（電子化）に関する実施計画」（計画期間：平成12年度～14年度）を策定し、内部事務のペーパーレス化を図ってきた。

国土交通省においては、情報通信基盤の整備、制度の見直し等所用の環境整備を進めつつ、従来の旧省庁別計画を整理統合し、省内や省庁間の共通的な内部文書について、以下により、ペーパーレス化（電子化）を推進することとする。

2. 目標

国土交通省における内部事務のうち「連絡・通知」及び「情報共有」を主眼とする事務について、原則としてペーパーレス化（電子化）を図るとともに、「協議・調整」及び「申請・承認」に係る事務についても可能な限りペーパーレス化（電子化）を図ることにより、内部事務の過半についてペーパーレス化（電子化）の実現を目指す。

3. 対象機関

本省内部部局、地方支分部局、施設等機関等、特別の機関及び外局。

4 . 計画期間

計画期間は平成14年度までとし、計画期間内の早期に、第2及び第3で講じることとされる措置について、可能な限り実現を図る。

第2 対象事務とペーパーレス化（電子化）方策

1 . 対象事務

対象事務は、原則として、国土交通省の内部事務のうち省全体で共通の文書を用いて行っている事務（別表に掲げる事務）とする。

2 . ペーパーレス（電子化）方策

（1）基本的考え方

ペーパーレス化（電子化）に当たっては、省内LAN、霞ヶ関WANのほか、グループウェア、省庁間電子文書交換システム、総合的な文書管理システム等を整備、活用することとする。

（2）事務の種類ごとの方策

ア 省庁間の「連絡・通知」に係る事務については、原則として、省庁間電子文書交換システム、電子メールを活用することとする。

イ また、組織的に共有すべき文書については、電子的に作成・取得したものに限らず、可能な限り電子化を行い、総合的な文書管理システム等により保管・管理することとする。

ウ 法令協議等省庁間の「協議・調整」に係る事務については、原則、霞ヶ関WAN掲示板、省庁間電子文書交換システム、電子メールを活用することとする。

エ 省内の「連絡・通知」及び「協議・調整」に係る事務については、電子メール、電子掲示板等を活用することとする。

オ 省内の「申請・承認」に係る事務については、電子メール、総合的な文書管理システム等を活用することとする。

カ 以上のほか、個別の施策に係る事務について、事務の形態に応じて

所用のシステム化を推進することとする。

第3 ペーパーレス化（電子化）を推進するための環境整備

1. 省庁間電子文書交換システム、総合的文書管理システムの整備・運用、グループウェアの充実等、ペーパーレス化（電子化）の実現に向けた情報通信基盤の整備を推進することとする。
2. 紙依存体質からの脱却を目指し、事務処理方法・手順の見直し、情報共有のための職員の意識改革、情報通信機器の有効活用のための教育研修等を徹底することとする。
3. ペーパーレス化（電子化）に当たって、制度改正、法令改正、新たなルール作り等を要するものについては、原則として、計画期間内に所用の措置について結論を得るとともに、可能な限り早期に対応することとする。

第4 推進体制

国土交通省IT政策委員会において、計画の着実な推進を図ることとする。

第5 フォローアップ等

計画の進捗状況について、毎年度フォローアップを行い、必要な見直しを行うとともに、その結果を公表することとする。